

月 4500

反 ~~500~~ 億円

公定価格の対応の方向性について

平成30年11月22日

1. 幼児教育無償化に伴う食材料料費の見直し

(1) 食材料料費（副食費）の取扱いに関する方向性（案）

食材料料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のよ
うな取扱いとしてはどうか。

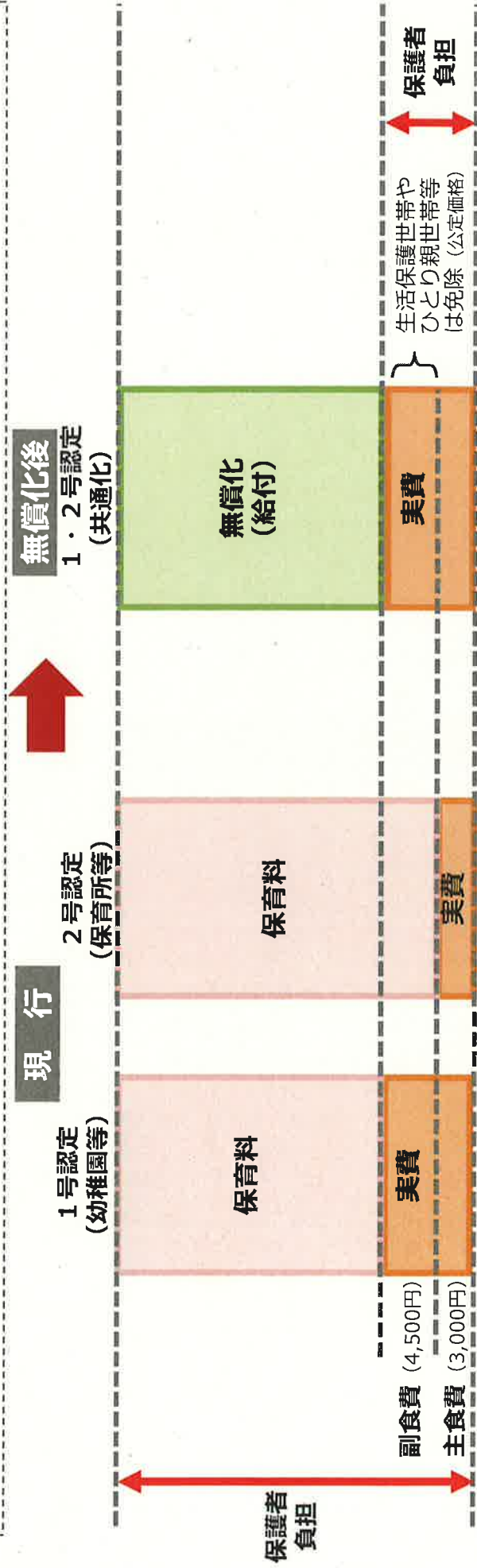
○ 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費と
もに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、
保護者が負担することはこれまでも変わらない。）

➢ 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を
継続する（現物給付）。

※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子

➢ さらに、副食費の免除対象の拡充等の措置を検討する。

○ 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行
の取扱いを継続する。



(2) 取扱いの見直しに関する周知等

- ・ 特に利用調整により利用施設が決まる2号認定子ども（保育所等（3～5歳））について、食材料費の負担が著しく高額になることなどが無いよう方策を検討すべきではないか。
- ・ 食材料費の取扱いの見直しや、生活保護世帯やひとり親世帯等への免除の拡充について、保護者に向けて丁寧な周知を行うことが必要ではないか。
- ・ 食材料費の「見える化」による保護者の関心の高まりや施設の説明責任の明確化を通じ、アレルギー対応や保護者への栄養に関する助言など、食育の充実につなげる方策の検討が必要ではないか。

(参考) 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」(平成30年5月)(抜粋)

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

(参考) 子ども・子育て会議における主な意見

(全体)

- 公平性・イコールフットイングから、負担方法の違いは統一する必要がある。
- 特に同年齢の1・2号認定間の取扱いの違いは保護者の不公平感につながる。
- 負担軽減の対象の整合性も検討すべき。
- 保育料の内訳として保護者が食材料費を負担している認識は少ない。

(自己負担・実費徴収を支持する意見)

- 義務教育や医療・介護における給食費の扱いを踏まえ、基本的に自己負担でよい。
- (保護者の食材料費負担の認識がないのは本来望ましいことでなく) 食材料費の負担構造・内訳や食育実践について「見える化」・情報開示を進める必要があり、実費徴収は検討に値する。
- 低所得者の減免をきちんとやる前提であれば、利用者・施設に負担増ではない。
- 食材料費の「見える化」を機に、食に関する保護者への助言や支援の強化を期待する。

(公定価格・保育料を支持する意見)

- 乳幼児の食は教育・保育の一環であり、実費徴収にはなじまない。保育所保育料の応能負担原則に反する。
- (保護者の食材料費負担の認識が少ないので) 実費徴収化すると、無償化の実感が得られにくくなる。
- 実費徴収化した場合の未納の対応について、保育現場で不安の声がたかさん上がっている。

(低所得階層への支援その他)

- 現状、保育料が免除になっている人に新たな負担がかからないようにすることが必要。
- 低所得階層への手厚い支援が必要。
- (保護者の食材料費負担の認識が少ないので) 保護者の混乱が生じないよう国から丁寧な説明が必要。
- 実費の場合、極端に高い・安い実費、家庭からの持参、欠席、アレルギー対応等の扱いをどうするか。アレルギー除去食など特別食も一律の額とすべき。

(参考) 現行制度における食材料費の取扱い (概要)

(1) 保護者の自己負担の方法

- ① **保育料** 保護者が施設 (保育所は市町村) に支払う (子ども・子育て支援法)。
- ② **実費徴収** 保護者が施設に実コストに応じて支払う (運営基準)。
 - ・ 日用品・文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用 等
 - ・ 事前の明示、同意

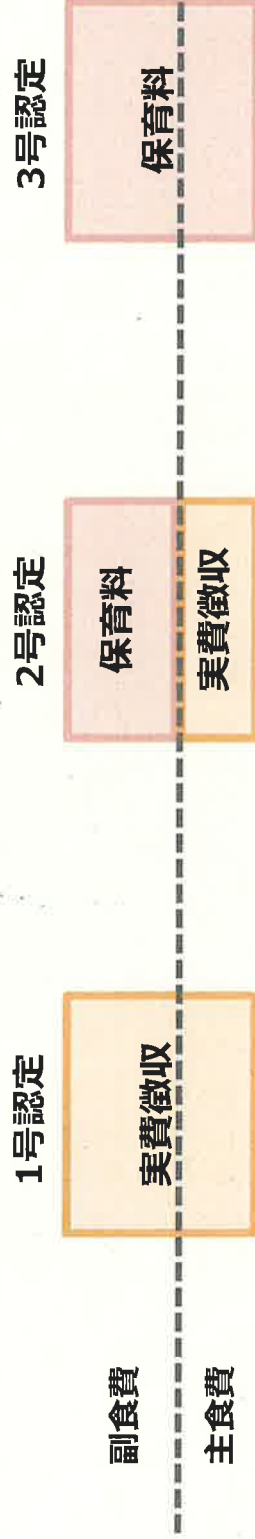


(2) 低所得者等の負担減免 (地方単独事業による軽減を除く。)

- ① **保育料** 生活保護世帯等を減免、世帯所得に応じた金額設定 (子ども・子育て支援法施行令)。
- ② **実費徴収** 生活保護世帯等に市町村が助成 (子ども・子育て支援法に基づく補足給付事業)。

(3) 支給認定区分による食材料費の負担方法の違い (地方単独事業による軽減を除く。)

給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き、保護者の自己負担が原則。新制度の認可施設・事業所では、1号～3号認定の支給認定区分により負担方法が異なっている。



- ※ 1 2・3号認定については、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、措置費に給食費を追加し、その措置費を負担能力のある者から徴収していた。
- ※ 2 1～3号認定のいずれについても、人件費は公費負担。
- ※ 3 食材料費に係る月額保育料の内訳は、主食費3,000円、副食費4,500円。

2. その他の課題

(1) 2019年度公定価格の対応の方向性 (案)

① 保育所等の体制充実

- 食育の充実につなげる方策の一環として、保育所等の保育士や栄養士の体制充実を図る。

② 処遇改善の推進等

- 2019年4月から1% (月3000円相当) の賃金引上げ。

※「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)

- 2019年10月からの消費税率引上げ(8%→10%)に伴う公定価格の引上げ。

③ 職員配置の実態に応じた加算化

- 1号認定子ども(幼稚園等)の基本分単価に含む非常勤講師の配置について、配置実態を踏まえ、実際に配置がある場合の加算とする。

※財政制度等審議会指摘(平成30年10月9日)

④ 子ども・子育て会議の指摘を踏まえた運用改善(居宅訪問型保育事業)

- 居宅訪問型保育事業について、利用実態を踏まえ、給付方法の運用の見直しを図る。

(2) 上記以外の事項

来年度実施予定の次回経営実態調査の結果等に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行後5年の見直しの議論も加味し、2020年度の公定価格における対応を検討。

幼児教育の無償化について

幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化について

- 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組むもの。
- 「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、以下の方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされている。
- 具体的な手続き等については、現在検討が行われているところ。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料を無償化。
 - * 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化（上限月額2.57万円）。
 - * 実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。
 - * 幼稚園（4時間程度）については満3歳（3歳になった日）から、保育所については3歳見クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から無償化。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところ。
 - 0歳から2歳児の子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化。
- 【対象施設・サービス】**
- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象。

※ 最優先の課題である待機児童解消の実現に向けては、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒し、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進める。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園の預かり保育を利用する子供たちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。

※ 認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含む。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 認可外保育施設等を利用する子供たちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化。
- 0歳から2歳児の子供たちについては、住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。

【対象施設・サービス】

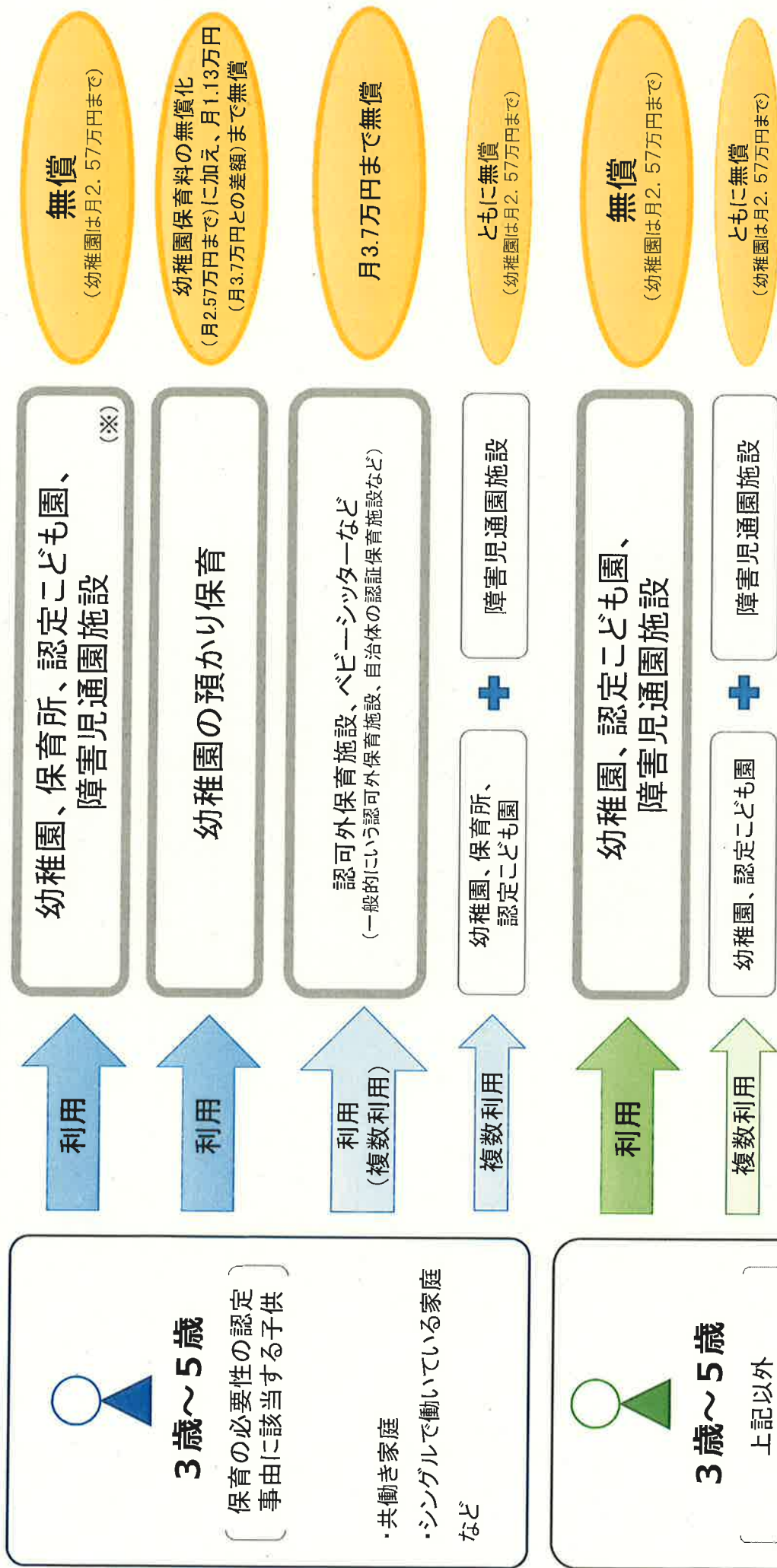
- 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビースイットー、認可外の事業所内保育等を指す。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業が対象。
- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

いわゆる「障害児通園施設」を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子供たちについて、利用料を無償化。
 - * 3歳から5歳が対象（なお、0歳から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償となっている）。
- 幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象。 2

幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）



(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。